



熊本県公報

号外 第47号

令和6年(2024年)

10月15日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

登 載 依 頼

- 選挙運動に関する支出金額の制限額……………(選挙管理委員会) 1
○直接請求の連署基準数……………(〃) 1
○直接請求の連署基準数……………(〃) 1

告 示

熊本県選挙管理委員会告示第47号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第194条の規定により、令和6年(2024年)10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出の金額は、次の額を超えることができない。

令和6年(2024年)10月15日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

熊本県第1区	25,411,400円
熊本県第2区	23,744,400円
熊本県第3区	23,775,500円
熊本県第4区	24,883,700円

熊本県選挙管理委員会告示第48号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定に基づくその総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定に基づくその総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和6年(2024年)10月15日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

その総数の50分の1 28,554
その総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 278,457

熊本県選挙管理委員会告示第49号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定に基づくその総数の3分の1の数及びその総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数に、次のとおりである。

令和6年(2024年)10月15日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

その総数の3分の1の数

選挙区名	
熊本市第二選挙区	61,230
八代市・八代郡選挙区	36,365
人吉市選挙区	8,442
荒尾市選挙区	13,881
水俣市選挙区	6,295
玉名市選挙区	17,447
天草市・天草郡選挙区	22,687
山鹿市選挙区	13,661
菊池市選挙区	12,817
宇土市選挙区	10,004
上天草市選挙区	6,980
宇城市・下益城郡選挙区	18,347
阿蘇市選挙区	6,811

合志市選挙区	1 6 , 8 0 6
玉名郡選挙区	1 0 , 6 5 1
菊池郡選挙区	2 0 , 9 0 7
阿蘇郡選挙区	9 , 7 2 8
上益城郡選挙区	2 3 , 1 7 2
葦北郡選挙区	5 , 6 1 5
球磨郡選挙区	1 3 , 7 9 3
その総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	
選挙区名	
熊本市第一選挙区	1 3 6 , 7 9 3